

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○不適切な言動 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和3年8月4日
- (2) 処分の量定 停職 1月間
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 授業中に、複数の児童に対して極めて不適切な暴言を複数回行った。

○信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和3年8月4日
- (2) 処分の量定 減給10分の1 6月間
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和3年5月26日(水)午後7時26分頃、米子市内のガソリンスタンドで給油をした際に、給油機の釣銭返却口にあった、取り忘れの現金8,000円を自分の財布に入れて持ち帰った。